

出演契約書 兼 説明書

作成日 ____年__月__日

・以下の契約において、【ここにモデルさんの名前を入れる】を「出演者」、【ここに製作者側の名前を入れる】を「制作公表者」とします。

・AV新法により、制作公表者が出演者に対し出演契約書または説明書面等を交付しなかった場合や、虚偽の内容を含む書面を交付した場合、制作公表者は処罰されます。そのため本契約書及び説明書を交付し、出演者に対して説明を行います。

・今回のご依頼は成人向け映像作品(アダルトビデオ)の制作のためのモデル出演となります。作品名は「****(仮)」です。

・撮影予定日は____年__月__日です。撮影予定時間は____時～____時です。撮影場所は_____を予定しています。予定日時や予定場所が変更になる場合は撮影前にご連絡し、出演者の許諾を得ます。

・撮影では、出演者には以下のようなプレイを行っていただきます。

【ここに撮影予定の具体的なプレイ内容を記載】

・共演される出演者は以下です。

名前_____

住所_____

連絡先_____

共演理由_____

・ご出演頂いた作品は以下の方法で公表します。以下の媒体とは異なる媒体で宣伝、販売を行う場合は出演者に連絡し、許諾を得ます。

宣伝:【ここに宣伝予定の媒体(ツイッター、HPなど)】

視聴可能となる条件:【ここに条件を書く。宣伝の場合は「特になし」だろうか?】

販売:【ここに販売予定の媒体(FC2、同人イベント、Fantiaなど)】

視聴可能となる条件:【ここに条件を書く。購入者、や、Fantiaなどであれば月額課金者などだろうか?】

・作品は以下の地域で頒布予定です。頒布予定地域が変更、拡大する場合は出演者に連絡し、許諾を得ます。

日本国内:【ここに地域名を書く】

日本国以外:【ここに国名を書く】

・作品はインターネット上の以下のサイトで配信予定です。また、以下のサイトが宣伝や販売を行うこともあります。配信予定サイトが増える場合は出演者に連絡し、許諾を得ます。

サイト名:【サイト名を書く】

サイト運営者の氏名・名称:【個人であれば氏名を、法人であれば法人名を】

所属地の国名:【そのサイトの所属する国の名前】

サイト運営者の住所: _____

サイト運営者の連絡先: _____

・制作公表者だけでなく、以下の人物(法人)が宣伝や販売を行うこともあります。以下の人物(法人)以外が宣伝や販売にかかわる場合、出演者に連絡し、許諾を得ます。

名前(法人名) _____

住所 _____

連絡先 _____

・公表期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年とします。なお、出演者が公表の停止を求めない場合には、公表の継続を希望しているとみなし、公表期間を延長します。延長期間中に出演者から公表の停止を求められた場合は、その期間までとします。

・今回の撮影における出演者の出演料は以下となります。

_____円

・出演料は以下の期日までに支払います。振込の場合は振込手数料を当方が負担します。

_____年 _____月 _____日

・撮影時に年齢確認を行います。出演者は20歳以上である必要があります。撮影当日、身分証により御年齢を確認させてください。

・本契約書に記載した以外の問題が発生した場合は、制作公表者、出演者が双方話し合っ解決を目指します。

■契約に関する説明事項

- ・撮影するプレイ内容は別表のプロット、脚本に記載しています。
- ・本契約書、及び説明書の説明を受けてから一ヶ月経たないと撮影はできません。
- ・契約書に記載されているプレイ内容であっても、実際の撮影の段階で嫌になったら拒否することができます。それにより制作公表者は出演者に対して賠償請求などを行いません。
- ・制作公表者は出演者の健康、安全、衛生に配慮し、また出演者が、撮影段階でやめたくなった場合、遠慮なくプレイを拒否できるよう配慮します。なお、撮影中のインタビューにおいてプライバシーにふれる質問などには回答を拒否しても構いません。
- ・作品の撮影・編集後、公表(宣伝・販売)する前に、出演者が出演している箇所に関しては、予め確認してもらいます。設定されたパブリシティを超える表現に関しては、モザイクや音声加工などで必ず対応します。それ以上の内容面に関する指摘に関しては、ご相談させていただきます。
- ・すべての撮影が終了してから四ヶ月経つまでは、制作公表者は宣伝・販売しません。
- ・この契約は今回の作品の撮影のためにだけ結ばれるもので、他の作品の出演などを義務化するものではありません。
- ・出演者の契約解除や、撮影現場でのプレイ拒否などに対して違約金を求めることはありません。
- ・制作公表者は本契約書にある内容を真摯に遵守します。本契約書を遵守しなかったり、本契約書を履行する過程で不法行為があり、出演者に損害が生じた場合、制作公表者側の賠償の免除などは契約書に記載しません。
- ・出演者との契約は誠実に行い、出演者の利益を一方向的に害したりしません。
- ・制作公表者が契約のことをちゃんと説明しなかったり、騙していたり、契約書を渡さなかった場合は、出演者は出演の意思表示を取り消しできます。
- ・これまで説明してきた諸々を制作公表者が守らなかった場合は、出演者は契約を解除できます。また、その場合、制作公表者は出演者に対して違約金や損害賠償などを請求できません。

・出演者は作品公表後、2年が経過するまでは自由に出演契約を解除できます。出演者は解除の希望を書面かメールで伝えてください。出演者が通知を発した時に解除となり

ます。制作公表者は作品販売を中止し(サイトなどから取り下げ)、宣伝も消します。出演者に損害賠償は発生しませんが、出演料の返還義務は発生します。

・撮影後に出演者が契約解除した場合、出演料を制作者に返還し、また、制作者は出演者の役務を金銭評価し支払います。出演者の役務に対する金銭評価は【ここに金額を書く】円とします。

・こういった任意解除に関する事柄を制作公表者は包み隠さずお伝えし、ウソをついたり脅したりして、任意解除を妨げることはしません。

・出演者は出演契約を解除した後、制作公表者に対して、作品の取り下げや、違法アップロードの予防を請求できます。出演者が具体的な措置を請求することもできます。制作協力は必要に応じて情報提供などで協力も行います。

・出演者が、自分の出演する作品の違法アップロードを発見し、それを取り下げたいと考えた場合、プロバイダに以下のような情報を伝えます。

「出演者の当該権利を侵害したとする情報」

「出演者の当該権利が侵害されたとする旨」

「出演者の当該権利が侵害されたとする理由」

「今回申告した侵害情報が性行為映像制作物に係るものである旨」

プロバイダは違法アップロードを行ったものに対し、2日間の反論機会を与えるなど、適切な手続きを踏んだ場合、違法アップロード動画を削除しても、違法アップロードを行った者から賠償責任請求などを受けません。

・身バレの可能性や契約解除のことを制作公表者が正確に説明していなかった場合、出演者が契約解除可能なことを知った時から5年間、任意で契約解除が可能です。法定義務違反があった場合も5年間、解除権を行使できます。

・本作に出演することで、身バレの可能性があります。パブリシティの設定により身バレのリスクは軽減できますが、可能性は残ります。

・プレイに性行為が含まれる場合、出演者全員の性病検査の実施状況を撮影日に互いに確認します。

・本契約書、及び、説明書面の言語が理解できなかった場合、出演者の理解できる言語に翻訳します。

・AV撮影において被害を受けた、契約と異なる状況があった、などの相談は以下までご連絡ください。

ワンストップ支援センター

(電話番号:#8891)

■パブリシティ設定

・宣伝での顔出し・声出しの可否

- 顔出し可
- 顔出し不可

- 声出し可
- 声出し不可

・作品内での顔出し・声出しの可否

- 顔出し可
- 顔出し不可

- 声出し可
- 声出し不可

*

■出演者署名欄

私は上記内容に関して説明を受け、疑問点を解消して十分に理解した上で、撮影に出演します。

令和 年 月 日

氏名

連絡先

■撮影側署名欄

令和 年 月 日

氏名

住所

連絡先

■契約締結の場所
